政令第四百二十一号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十六号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（学校教育法施行令の一部改正）

第一条　学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）の一部を次のように改正する。

目次中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

第一章第二節の節名を次のように改める。

第二節　小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校

第五条第一項中「、中学校」の下に「、義務教育学校」を加え、「又は中学校」を「、中学校又は義務教育学校」に改め、同条第二項中「設置する小学校又は」を「設置する小学校及び義務教育学校の数の合計数が二以上である場合又は当該市町村の設置する」に、「が二校以上」を「及び義務教育学校の数の合計数が二以上で」に、「又は中学校を」を「、中学校又は義務教育学校を」に改める。

第六条第一号及び第七号並びに第六条の三第一項中「又は中学校」を「、中学校又は義務教育学校」に改める。

第六条の四中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

第七条中「又は中学校」を「、中学校又は義務教育学校」に改める。

第八条中「申立」を「申立て」に、「又は中学校」を「、中学校又は義務教育学校」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第九条第一項中「又は中学校」を「、中学校」に改め、「除く。）」の下に「又は義務教育学校」を、「、中学校」の下に「、義務教育学校」を加え、同条第二項中「又は中学校」を「、中学校」に改め、「除く。）」の下に「又は義務教育学校」を加える。

第十条中「又は中学校」を「、中学校」に改め、「除く。）」の下に「又は義務教育学校」を加え、「若しくは中学校」を「、中学校若しくは義務教育学校」に改める。

第十一条の二中「小学校」の下に「又は義務教育学校の前期課程」を加える。

第十二条第一項及び第三項、第十二条の二第一項及び第三項、第十九条並びに第二十条中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

第二十二条中「中等教育学校及び」を「義務教育学校、中等教育学校及び」に改め、「、小学校、中学校」の下に「、義務教育学校の前期課程若しくは後期課程」を加える。

第二十五条中「又は中学校」を「、中学校又は義務教育学校」に改める。

第四十一条中「第四十九条」の下に「、第四十九条の八」を加える。

（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令の一部改正）

第二条　公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「小学校の第一学年の」を「小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下この条において同じ。）の第一学年の」に改め、「中学校（」の下に「義務教育学校の後期課程及び」を加える。

第二条中「若しくは中学校」を「、中学校若しくは義務教育学校」に改め、「、中学校」の下に「、義務教育学校の後期課程」を加え、「小学校に」を「小学校又は義務教育学校の前期課程に」に改める。

第三条第一項第一号中「若しくは中学校」を「（義務教育学校の前期課程を含む。同号において同じ。）若しくは中学校（義務教育学校の後期課程を含む。同号において同じ。）」に改める。

第四条第二項中「定める小学校若しくは中学校」を「定める小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下この項において同じ。）若しくは中学校（義務教育学校の後期課程を含む。以下この項において同じ。）」に改める。

第五条第一項第二号中「若しくは中学校」を「、中学校若しくは義務教育学校」に改め、同条第二項中「掲げる法」を「定める法」に改め、同項各号並びに同条第四項及び第五項中「若しくは中学校」を「、中学校若しくは義務教育学校」に改める。

第七条中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

（義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令の一部改正）

第三条　義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成十六年政令第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第四号中「及び中学校並びに」を「、中学校及び義務教育学校並びに」に、「及び中学校（」を「、中学校（」に改め、「除く。）」の下に「及び義務教育学校」を加える。

（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令の一部改正）

第四条　義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表に次のように加える。

義務教育学校	理科教室、生活教室、音楽教室、図画工作教室、美術教室、技術教室、家庭教室、外国語教室、視聴覚教室、コンピュータ教室、図書室、特別活動室、教育相談室、進路資料・指導室

第四条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号中「学級数が」の下に「、小学校及び中学校にあつては」を、「まで」の下に「、義務教育学校にあつてはおおむね十八学級から二十七学級まで」を加え、同項第二号中「中学校」の下に「及び義務教育学校」を加え、同条第二項中「の学級数の学校」を「の学級数の小学校若しくは中学校又は八学級以下の学級数の義務教育学校」に、「同項同号中「十八学級」とあるのは、「二十四学級」を「同号中「十八学級まで」とあるのは「二十四学級まで」と、「二十七学級」とあるのは「三十六学級」に改める。

第七条第一項中「）又は」を「）、義務教育学校又は」に、「各号の」を「各号に掲げる」に、「掲げる面積」を「定める面積」に改め、同項に次の一号を加える。

三　義務教育学校　当該義務教育学校の前期課程を小学校と、当該義務教育学校の後期課程を中学校とそれぞれみなして前二号の規定の例により計算した面積を合計した面積

第七条第三項中「面積は」の下に「、小学校、中学校、中等教育学校等又は特別支援学校にあつては」を加え、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　法第六条第一項前段の屋内運動場に係る政令で定める面積は、義務教育学校にあつては、当該義務教育学校の前期課程を小学校と、当該義務教育学校の後期課程を中学校とそれぞれみなして前項の規定の例により計算した面積を合計した面積とする。

第八条第四項中「前条第四項及び第五項」を「前条第五項及び第六項」に改める。

（地方財政法施行令等の一部改正）

第五条　次に掲げる政令の規定中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

一　地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第五十二条第二号

二　都市再開発法施行令（昭和四十四年政令第二百三十二号）第一条、第四十条の三及び第四十七条第四号

三　沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）第一条の三第三項第一号

四　独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年政令第三百六十九号）第十二条

ただし書、第十八条及び別表備考